

医整第566号
保医第1096号
平成27年9月16日

一般社団法人岐阜県医師会長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長
岐阜県健康福祉部保健医療課長
(公印省略)

化学物質過敏症患者等への配慮について

日頃は、県の健康医療行政の推進にご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、化学物質過敏症患者等への配慮については、岐阜県健康福祉部医療整備課長・同部保健医療課長連名通知「化学物質過敏症患者等への配慮について」（平成25年6月25日付け、医整第397号・保医第705号）等により、ご協力をいただいているところですが、このたび、県民の方より改めての周知の要望がありました。

については、医療機関におかれても、化学物質過敏症患者等への継続してご配慮をいただけるよう、貴会会員への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

また、呼びかけのためのポスターについても、再度、添付させていただきますので、掲示のご協力についても併せてご配慮くださるようお願い致します。

なお、同ポスターについては、昨年3月にお配りしているものと同じものです。中央下の枠内に掲示施設名をご記入するなどしてご利用ください。

連絡先	〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 岐阜県健康福祉部保健医療課 健康増進係 小野寺、井田
電話	058-272-1111 (内線 2548, 2539)
FAX	058-278-2624
E-mail	c11223@pref.gifu.lg.jp



医整第566号
保医第1096号
平成27年9月16日

医療機関の長様

岐阜県健康福祉部医療整備課長
岐阜県健康福祉部保健医療課長
(公印省略)

化学物質過敏症患者等への配慮について

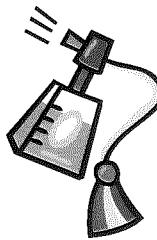
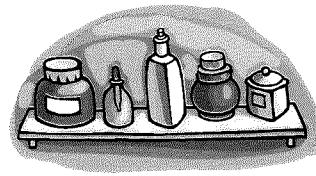
日頃は、県の保健医療行政の推進にご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、県では、県有施設を初めとして、標記化学物質過敏症患者等への配慮の呼びかけを行いご協力ををお願いしているところであり、医療機関は、様々な健康弱者が集まる施設であることから、以下の例を参考にご配慮をお願いしているところです。

貴施設におかれましても、適切にご対応をいただいていることと存じますが、継続かつ効果的な取組とするため、改めて職員並びに来院者の皆様へご周知いただき香料等を苦手とする方々へ、引き続きご配慮いただきますようお願い申し上げます。

取組例

- ・朝令、会議等を通じた定期的な職員への香料自粛要請
- ・出入口の扉、またはその付近など視認性の高い場所へのポスター掲示
- ・ポスターをチラシとして配布

連絡先	〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 岐阜県健康福祉部保健医療課 健康増進係 小野寺、井田
電話	058-272-1111 (内線 2548, 2539)
FAX	058-278-2624
E-mail	c11223@pref.gifu.lg.jp



香料自粛のお願い

～その香りに困っている方がいます～

香水・整髪料・柔軟剤・洗剤・シャンプーなどに含まれる香料は、アレルギー体質や化学物質過敏症(※)の方など、人によっては、アレルギー症状や喘息、頭痛、めまいなどを誘発することがありますので、ご配慮くださいますようお願いします。

※「化学物質過敏症」をご存知ですか？

最初にある程度の量の化学物質にさらされるか、あるいは低濃度の化学物質に長期間繰り返しさらされて、いったん過敏症になると、その後極めて微量の同系統の化学物質に対しても過敏症状をきたすようになります。

建材をはじめ、家庭用品や化粧品などに含まれる化学物質に敏感に反応して、頭痛・めまい、気道や皮膚の症状など様々な症状があらわれるといわれています。

ここに掲示施設名を入力して拡大印刷し、施設出入口付近に掲示してください。



清流ミナモ
「清流の国ぎふ」づくり
シンボルマスコットキャラクター